

令和2年4月1日現在

こたつ生活介護（特定）処遇改善加算の支給方法

1. 介護職員処遇改善加算

【支給方法】 ※介護に従事する職員に対して手当支給

| | |
|-----------------|-------------|
| 役職手当（管理者手当） | 月額 35,000 円 |
| 役職手当（生活相談員） | 月額 15,000 円 |
| 職務手当（課長） | 月額 10,000 円 |
| 職務手当（係長） | 月額 5,000 円 |
| 介護福祉士 | 月額 10,000 円 |
| 社会福祉士 | 月額 10,000 円 |
| 介護支援専門員 | 月額 10,000 円 |
| 高齢者住まいアドバイザー | 月額 5,000 円 |
| 扶養手当（被扶養者1名につき） | 月額 5,000 円 |
| 運転手当 | 月額 10,000 円 |
| 変形労働手当 | 月額 5,000 円 |
| ボランティアコーデ手当 | 月額 5,000 円 |
| メンター手当 | 月額 1,500 円 |

2. 介護職員等特定処遇改善加算

【経験・技能のある介護職員】

①介護福祉士 ②正社員（短時間正社員も含む） ③当法人に勤続年数10年以上

*他法人での勤続年数を当法人での年数と認める場合あり

【支給方法】 ※介護に従事する職員の他、全員に支給

| | |
|------------|----------------------|
| 経験・技能がある職員 | 毎年6月と12月に、それぞれ10万円以上 |
| 他の介護職員 | 毎年6月と12月に、それぞれ2万円以上 |
| その他の職員 | 毎年6月と12月に、それぞれ1万円以上 |

以上